

## 排水設備指定工事店指定申請について

排水設備の新設、増設又は改築の設計及び工事は、排水設備の工事に関し、技能を有する者（責任技術者）が専属する業者として町長が指定したもの（排水設備指定工事店）でなければ行うことができません。

### （１）指定工事店の要件

- ① 責任技術者が1人以上専属していること。
  - ② 工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。
  - ③ 京都府内に営業所があること。
  - ④ 法律上の行為能力が認められていないこと等の欠格要件に該当しないこと。
- ※ 責任技術者とは、日本下水道協会京都府支部が実施する下水道排水設備工事責任技術者認定試験に合格し、府支部に登録した人をいいます。

### （２）指定工事店の遵守事項

- ① 工事施工の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。
  - ② 工事は、適正な工費で施工しなければならない。また、工事契約に際しては工事金額、工事期間その他の必要事項を明確に示さなければならない。
  - ③ 工事は責任技術者の監理の下においてでなければ設計及び施工してはならない。
  - ④ 工事の完了後1年（地下埋設部分は2年）以内に生じた破損、故障等については、天災地変又は使用者の責に帰すべき理由によるものでない限り、無償で補修しなければならない。
- ★ これらの遵守事項について違反した場合や、指定工事店として不誠実な行為があった場合などには、指定工事店の指定を取り消したり、指定の効力を一時停止したりすることがあります。

### （３）責任技術者の責務

- ① 責任技術者は、排水設備工事が完了した際に行われる完了検査に立ち会わなければならない。
  - ② 責任技術者は、排水設備工事の業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、施工主、町職員等の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- ★ これらの責務について違反した場合や、業務に関し不誠実な行為があった場合などには、責任技術者の登録を取り消したり、登録の効力を一時停止したりすることがあります。

### （４）指定工事店の指定及び有効期間

指定要件に適合すると認めるときは、指定工事店として指定し、「排水設備指定工事店証」を交付します。指定の有効期間は、原則として5年です。

## 申請時の注意事項

- ・ 専属責任技術者新規名簿の責任技術者氏名欄には、府支部登録をしている専属責任技術者について記入してください。要件としては、1名以上です。
- ・ 専属責任技術者新規名簿の添付書類となっている「専属を確認できる書類」の①～③のうちいずれも提出できない場合は、相談してください。また、貸金台帳を提出される場合は、6ヶ月分提出してください。
- ・ 月々の申請の締日は20日になっています。指定は、審査の上、翌月の1日付けで行う予定です。
- ・ 指定期間は、原則5年間ですが、これを短縮することができると規則で定めています。（指定期間の終期を12月31日で統一しています。年の途中の月に申請された場合、最初の指定期間が4年と数ヶ月になります。）
- ・ 指定手数料（15,000円）  
指定工事店指定手数料は、指定工事店の指定をした際に納付していただくものです。指定店証をお渡しする際に、現金でお支払いいただきます。  
（出来るだけ、お釣りが不要ないようにご協力ください）
- ・ 経歴書については、任意の様式で結構ですが、記載事項についてお問い合わせが多いため、念のため書式を申請書類一式に入れてあります。こちらを使っていただいても結構です。
- ・ 写真については、営業所の外部・内部の他、所有器械や工具、工事車両の写真もお願いします。デジタルカメラで撮影された場合には、A4用紙にプリントアウトしてください。写真で提出される場合は、工事用アルバム（A4版）に入れて提出してください。

- 申請場所 … 宇治田原町役場 2階 上下水道課  
午前8時30分から午後5時（土・日祝日除く）

〒610-0289 京都府綴喜郡宇治田原町大字立川小字坂口  
18番地の1  
宇治田原町役場 上下水道課  
TEL 0774-88-3337 FAX 0774-88-3231

# 宇治田原町排水設備指定工事店指定申請に必要な書類一覧表

新規用

申請に必要な書類について、下記の一覧表で不備が無いかをご確認のうえ、提出してください。

○印のついた書類を提出してください。

宇治田原町上下水道課

No.	書類名	法人	個人	チェック欄
1	排水設備指定工事店(新規・継続)指定申請書 ⇒ 別添様式(別記第1号様式)にご記入ください。	○	○	<input type="checkbox"/>
2	申請者(法人の場合は代表者)の身分証明書(※) ⇒ 本籍地の市町村で取得し原本を提出してください。	○	○	<input type="checkbox"/>
3	申請者(法人の場合は代表者)の住民票記載事項証明書(※) ⇒ 住所地の市町村で取得し原本を提出してください。(住民票でも可)	○	○	<input type="checkbox"/>
4	申請者(法人の場合は代表者)の経歴書 ⇒ 添付の様式または任意の様式により作成してください。	○	○	<input type="checkbox"/>
5	営業所の平面図及び写真並びに附近見取図 ⇒ 別添様式(別記第2号様式)にご記入のうえ写真を添付してください。	○	○	<input type="checkbox"/>
6	専属責任技術者名簿 ⇒ 別添様式(別記第3号様式)にNo.7, 8の書類を添付してください。	○	○	<input type="checkbox"/>
7	下水道排水設備工事責任技術者証の写し ⇒ 専属責任技術者名簿登録者全員分をコピーしてください。	○	○	<input type="checkbox"/>
8	専属を確認できるものとして、下記のうちいずれか1つ ① 組合健康保険、政府管掌健康保険被保険者証(国民健康保険証は除く)の写し ② 雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書の写し ③ 従業員全員の賃金台帳または源泉徴収簿、もしくは所得税納付額領収書の写し	○	○	<input type="checkbox"/>
9	工事の施工に必要な設備及び器材を有していることを証する書類 ⇒ 別添様式(所有機械、工具及び工事車両調書)に写真を添付してください。	○	○	<input type="checkbox"/>
10	商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)(※) ⇒ 法務局で取得し原本を提出してください。	○	-	<input type="checkbox"/>
11	定款の写し ⇒ コピーを提出してください。	○	-	<input type="checkbox"/>

(※) No.2, 3, 10の証明書は交付日から3か月以内のものを提出してください。

◆ 指定手数料 1件につき **15,000円**

指定工事店証をお渡しするときに、上下水道課窓口でお支払いいただきます。

◎ お問い合わせ 宇治田原町上下水道課 TEL.(0774)88-3337